

福岡市小児・A Y A世代がん患者在宅療養生活支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小児・A Y A世代のがん患者が住みなれた自宅で最後まで自分らしく安心して生活を送れるよう在宅における生活を支援し、患者及びその家族の身体的・経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 支援事業 次条に規定する対象者にサービスを利用するための費用の一部を助成する福岡市小児・A Y A世代がん患者在宅療養生活支援事業をいう。
- (2) 対象者 次条に規定する支援事業を利用することができる者
- (3) 申請者 支援事業を利用しようとする者又はその家族
- (4) 利用者 支援事業の利用決定を受けた者

(対象者)

第3条 支援事業を利用することができる者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有する40歳未満の者
- (2) がん患者（介護保険における特定疾病の「がん」の定義及び診断基準に該当する者に準じる。）
- (3) 在宅療養上の生活支援及び介護が必要な者
- (4) 他の事業において、同様のサービスの利用を受けることができない者

(支援事業の対象となるサービス)

第4条 支援事業の対象となるサービスは、介護保険制度において利用できる在宅サービス等のうち、次の各号に定めるものとする。

- (1) 訪問介護
- (2) 訪問入浴介護
- (3) 福祉用具貸与・購入
 - ア 車いす（付属品含む）
 - イ 特殊寝台（付属品含む）
 - ウ 床ずれ防止用具
 - エ 体位変換器（起き上がり補助装置を含む）
 - オ 手すり（工事を伴わないもの）
 - カ スロープ（工事を伴わないもの）
 - キ 歩行器
 - ク 歩行補助つえ
 - ケ 認知症老人徘徊感知機器
 - コ 移動用リフト（つり具の部分を除く。階段移動用リフトを含む）
 - サ 自動排泄処理装置（レシーバー、チューブ、タンク等を除く）

- シ 腰掛便座
- ス 入浴補助用具
- セ 自動排泄処理装置の交換可能部品
- ソ 簡易浴槽
- タ 移動用リフトのつり具の部分
- チ その他（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第12項及び同法第8条第13項の厚生労働大臣が定めるもの）

（対象となる費用）

第5条 市は前2条に掲げる居宅サービス等の利用にかかる費用の100分の90に相当する額を助成するものとする。なお、100分の90に相当する額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、利用者が生活保護世帯の場合にあっては、100分の100に相当する額を助成するものとする。

2 前項の利用にかかる費用の助成対象上限額は、各サービスを合算し、1月あたり60,000円とする。

（申請）

第6条 申請者は、あらかじめ、又は対象者が対象サービスの利用を開始した日（以下「利用開始日」という。）の翌日から30日以内に、福岡市小児・AYA世代がん患者在宅療養生活支援事業利用申請書（別紙様式1。以下、「申請書」という。）及び意見書（別紙様式2）又は第3条第2号に該当することが確認できる書類を市長に提出しなければならない。

（医師の意見の聴取）

第7条 市長は、必要と認める場合には、利用者又は利用決定を受けようとする対象者について医師の意見を求めることができるものとする。

（決定及び通知）

第8条 市長は、第6条に定める申請書を受理したときは、速やかに利用の可否を決定し、福岡市小児・AYA世代がん患者在宅療養生活支援事業利用決定通知書（別紙様式3。以下、「利用決定通知書」という。）又は福岡市小児・AYA世代がん患者在宅療養生活支援事業利用不承認通知書（別紙様式4。以下、「利用不承認通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

2 利用決定の有効期間は、申請者が40歳に到達する日の前日までとする。

（変更等の届出義務）

第9条 利用者は、支援事業の利用期間中において、次の各号のいずれかに該当したときは、福岡市小児・AYA世代がん患者在宅療養生活支援事業利用変更（廃止）届（別紙様式5）により、速やかにその旨を市（町村）長に届けなければならない。

- （1）住所等申請内容に変更が生じたとき
- （2）支援事業を利用する必要がなくなったとき
- （3）第3条各号に定める対象者に該当しなくなったとき

(利用の取消し)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援事業の利用決定を中止し、又は取り消すことができるものとする。

- (1) 疾病等により支援事業の利用が困難であると認められるとき
- (2) 支援事業を利用することについて市長が適当でないとき

2 市長は、前項に定める支援事業の中止又は取消しをしたときは、福岡市小児・AYA世代がん患者在宅療養生活支援事業利用取消（中止）通知書（別紙様式6）により、利用者に通知するものとする。

(費用の請求)

第11条 利用者は、サービスに係る費用のうち、自己負担分を除いた金額を月単位でまとめて、福岡市小児・AYA世代がん患者在宅療養生活支援事業実績報告兼費用請求書（別紙様式7）に領収書を添付の上、第5条第1項の額を市長に請求するものとする。ただし、請求は一定期間分をまとめて行うことができる。

- 2 利用者が生活保護世帯である場合の取り扱いについては別に定めるものとする。
- 3 第1項の対象期間は、利用決定通知書により定める利用開始日を含む月から廃止日を含む月までとする。

(費用の支払)

第12条 市長は、前条に定める請求があったときは、内容を審査し、適当と認められる場合に費用を支払うものとする。なお、支給額を決定したときは、福岡市小児・AYA世代がん患者在宅療養生活支援事業支給決定通知書（別紙様式8）により請求者に通知するものとする。

(費用支払いの取消し等)

第13条 市長は、不正な手段により給付を受けたものと認めるときは、支援事業の利用を取消し、費用の全部又は一部を返還させるものとする。

(目的外使用等の禁止)

第14条 福祉用具の給付を受けた利用者は、給付された用具を給付の目的に反して使用し、又は譲渡し、もしくは貸し付けてはならない。

2 市長は、福祉用具の給付を受けた利用者が前項の規定に反して福祉用具を使用したと認めるときは、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(調査等)

第15条 市長は、必要と認める場合には、事業実施状況等について調査を行うことができる。

(利用決定の職権廃止)

第16条 市長は、利用者が第3条に掲げる要件に該当しなくなったことを確認した場合、利用決定について職権廃止を行うことができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和2年7月1日から施行し、令和2年4月1日以降に利用した対象サービスについて適用する。

(初年度における申請期間の特例)

2 令和2年4月1日から9月30日までの期間に利用開始した場合は、利用申請に係る第6条の規定に関わらず、令和2年10月31日まで申請を受け付ける。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

2 改正後の要綱の規定は、令和3年4月1日以降に利用した対象サービスについて適用し、同日前に利用したサービスについては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

2 改正後の要綱の規定は、施行日の前日から30日前に該当する日以降に利用した対象サービスについて適用し、同日前に利用したサービスについては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

2 改正後の要綱の規定は、令和4年4月1日以降に利用した対象サービスについて適用し、同日前に利用したサービスについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。